

## パトロール用品支給等事業の一部見直しについて

### 1 現行事業の概要

一定の要件を満たす地域住民によるパトロール団体について、練馬区に「地域防犯・防火活動実施団体」として登録した場合、練馬区は当該団体に対し一定の活動支援を行っている。

#### (1) 登録の要件

- ・ 5人以上で、その過半数が区内在住・在勤・在学
- ・ 月1回以上または年12日以上、継続的にパトロール活動を行う予定
- ・ 営利を目的としない

#### (2) 活動支援の内容

- ① 各種パトロール用品の支給
  - ・ 夜光ジャンパー・夜光ベスト・夜光たすき（人数分、最大20着）
  - ・ 防犯ブザー・ホイッスル（人数分、最大20個）
  - ・ 誘導電灯（人数の半数分、最大10本）
- ② パトロール中の事故に対応したボランティア傷害保険の保険料負担
- ③ 安全・安心パトロールカーの貸出（月2回を限度）

#### (3) 事業開始時期

平成16年11月

#### (4) 登録団体数

260団体（平成21年2月末日現在）

### 2 現行事業の課題

- ・ 登録後数年を経過すると、支給した各種パトロール用品が劣化してくる。
- ・ 警察署が配布しているジャンパー・ベストと色彩が違う。

### 3 事業の一部見直しについて

団体登録の有効期限を設定する。当該有効期限到達後も継続して活動する団体に対しては、その継続登録の時点で各種パトロール用品を追加配布する。

#### 4 登録有効期限

登録日 4 年後の年度末まで

#### 5 見直し時期

平成 20 年 11 月 1 日から

#### 6 平成 20 年度継続登録状況

①対象団体数 88 団体（平成 16 年度に登録いただいた団体）

②継続登録団体数 68 団体

③用品再交付団体 64 団体

※ 平成 20 年 12 月 14 日に、継続登録団体のうち用品再交付を希望する団体  
に対し、パトロール用品を再交付。併せて全登録団体を対象に「歳末パト  
ロール講習会」を実施

#### 7 その他

上記の見直しに併せて、追加配布する夜光ジャンパー・夜光ベストについては、  
警察署が配布している色彩のものも選択できるようにする。